

# シルバータウンあかつき

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、有限会社相模テクノが開設する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「事業所」という。）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 事業は、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、利用者が地域で引き続き自立した生活が送れるよう、利用者の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目ざし、地域で安心した24時間サービスの提供を目的とする。

### (運営の方針)

第3条 事業所において提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送る事が出来るようにする為の援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

3 定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援する。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 シルバータウンあかつき
- 二 所在地 大里郡寄居町大字鉢形3179番地2

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤兼務職員1人)  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 二 オペレーター 2人以上（うち1人以上の介護支援専門員）  
オペレーター提供時間を通じて1名以上配置し、利用者からの通報に対応する。

- 三 訪問介護職員 5人以上  
定期巡回・随時訪問サービスの訪問介護の提供に当たる。
- 四 看護職員 3人 看護師3人以上  
看護職員は、訪問看護の提供に当たる。
- 五 計画作成責任者 1人（介護福祉士）  
綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 24時間

（介護の内容）

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- 一 訪問介護
  - （1）身体介護
  - （2）生活援助
- 二 訪問看護
  - （1）病状、心身の状況の観察
  - （2）清拭・洗髪等による清潔の保持
  - （3）食事及び排せつ等日常生活の世話
  - （4）じょく瘡の予防・処置
  - （5）リハビリテーション
  - （6）ターミナルケア
  - （7）認知症患者の看護
  - （8）療養生活や介護方法の指導
  - （9）カテーテル等の管理
  - （10）その他医師の指示による医療処置
- 三 相談、援助

（利用料等）

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときはその利用者負担割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

- 2 死後の処置料は、10,000円とする。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、寄居町及び深谷市の一部（旧花園町）の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護看護職員等は、訪問介護看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 介護看護職員等は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第11条 事業所は、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

2 事業所は、預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。

3 事業所は、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(介護・医療連携推進会議)

第15条 事業所の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ること及び地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として、介護・医療連携推進会議を設置する。

2 介護・医療連携推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成するものとする。

3 介護・医療連携推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。

4 介護・医療連携推進会議は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社相模テクノ代表取締役と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。

平成27年 8月 1日改訂

令和 1年 6月10日改訂

令和 3年12月 1日改訂